

西東京市ハンディキャブ運行事業（けやき号） Q & A

初版：令和5年4月1日

<利用対象者について>

Q 1-1

住民票は西東京市にありますが、市外に住んでいる場合は利用できますか。

A 1-1

利用できません。市内に住所を有し、居住している方が対象となります。住民票があっても市内に居住していなければ対象となりません。

Q 1-2

自宅以外に入居している場合は対象となりますか。

A 1-2

市内に住所を有し、居住していれば対象となります。
ただし、施設等に入所している方は対象外となります。

※施設等とは障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含みません。

<付添人について>

Q 2-1

付添人の人数制限はありますか。

A 2-1

利用者1人に対して、付添人は原則として1人です。特別な理由があり付添人が2人以上必要な場合は予約時にご相談ください。

Q 2-2

高齢の配偶者を付添人にしたいと思いますが、可能ですか。

A 2-2

年齢の制限はありませんが、付添人自身が歩行困難など、運転中や乗降時に利用者の安全確保ができない場合は、付添人として認められません。運転中や乗降時に利用者の安全確保ができる方を付添人としてください。

<予約・キャンセルについて>

Q 3-1

予約回数に制限はありますか。

A 3-1

予約回数の制限は、月5回までです。利用する日の属する月でカウントします。
例えば、6月10日に6月20日と25日の予約をし、6月20日に7月5日と7月10日の予約をした場合、予約できる残り回数は、6月利用分3回、7月利用分（予約日の1か月後まで）3回になります。

Q 3-2

キャンセル待ちは予約回数に含まれますか。

A 3-2

含まれません。キャンセルが出て繰り上がった場合、予約回数に含みます。

Q 3-3

予約していた日に利用ができなくなり、前日にキャンセルしましたが、予約回数にカウントされますか。

A 3-3

前日までキャンセル可能ですが、当日キャンセルの場合は予約回数にカウントされます。

Q 3-4

予約を入れていましたが、利用日当日に日程を変更しなければならなくなりました。予約回数にカウントされますか。

A 3-4

キャンセルと同様の扱いになります。前日まで変更可能ですが、当日の変更は予約回数にカウントされず。

Q 3-5

予約を入れていましたが、目的地の変更を行いたいです。可能ですか。

A 3-5

前後の予約状況によっては対応可能な場合があります。
運行事業所にお問い合わせください。

Q 3-6

1日に数回分の予約をまとめて行うことはできますか。

A 3-6

1日の電話で2回分まで予約を取ることが可能です。

Q 3-7

5回利用済ですが利用したいです。

A 3-7

5回利用済の方でも利用の3日前より随時予約が可能となります。

<目的地について>

Q 4-1

目的地が田無庁舎から30kmを少し超えてしまいましたが、利用できるでしょうか。

A 4-1

利用の目的にかかわらず、制限距離を超えることはできません。

Q 4-2

1日に2か所の目的地に行きたいです。

A 4-2

1日2トリップまでであれば可能です。(移動の矢印が2つまで)

例1：自宅⇒病院⇒自宅 移動の矢印が2つなので運行可

例2：自宅⇒病院⇒スーパー⇒自宅 移動の矢印が3つなので運行不可

特別な事情がある場合は運行事業所にお問い合わせください。